NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION as a qualified competitive tenderer for FY2026／2027／2028, classified as “Communications Equipment (Manufacturer)” or “Communications Equipment (Vendor)”. For further details, please refer to tender documents.

⑺　Time-limit for Tender : 8 July 2026

⑻　Please note that applicable language and currency on contract procedure are only Japanese and Yen.

⑼　Contact Point for the Notice : Management, Procurement Department, Finance Division, NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION, NAA Building, NARITA INTERNATIONAL Airport, Narita-City, Chiba, 282―8601, Japan Tel : ＋81―476―34―5475

入札公告（建設工事）の訂正

次のとおり訂正します。

令和８年４月21日

支出負担行為担当官

関東地方整備局副局長　中川　研造

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14

○第８号

１　掲載日　令和８年３月24日（号外政府調達第53号）

２　訂正内容

①　28頁４⑵ｲ中「配布期間：令和８年３月24日から令和８年６月23日まで」を「令和８年３月24日から令和８年６月29日まで」に訂正します。

②　29頁４⑷中「入札書の提出期限：令和８年６月23日14時00分。」を「入札書の提出期限：令和８年６月29日14時00分。」に訂正します。

③　29頁４⑷中「開札日時：令和８年６月29日９時40分」を「開札日時：令和８年７月２日９時40分」に訂正します。

④　29頁４⑸中「入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　令和８年５月15日から令和８年６月23日14時00分まで（利付国債の提供の場合は令和８年６月９日まで）」を「入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　令和８年５月21日から令和８年６月29日14時00分まで（利付国債の提供の場合は令和８年６月15日まで）」に訂正します。

⑤　29頁６⑸中「14 : 00　23 June 2026 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　23 June 2026)」を「14 : 00　29 June 2026 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　29 June 2026)」に訂正します。

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和８年４月21日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　齋藤　博之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　Ｒ８洲本地方合同庁舎新築設計業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　業務内容　本業務は洲本地方合同庁舎の新築等の設計（基本設計、実施設計及び数量積算業務）を行うものである。

⑷　履行期間　契約締結日の翌日から令和10年３月10日まで

⑸　本業務は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができるが、書面手続きにおける押印等の取扱いについて留意すること。

⑹　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑺　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

⑻　本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業を加点評価する業務である。

２　参加資格

技術提案書の提出者は、下記⑴に掲げる資格を満たしている単体企業、同一の組合又は下記⑵に掲げる資格を満たしている同一の設計共同体であること。

⑴　単体企業（組合を含む）

ⓐ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

ⓑ　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

ⓒ　近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

ⓓ　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ⓔ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

ⓕ　参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務の説明書及び設計図書等（以下「説明書等」という。）に基づき資料を作成すること。ただし、電子記録媒体（ＣＤ―Ｒ等）を下記５⑴に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。

なお、「返信用封筒」は簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼付すること（以下、同じ）。

また、「郵送」は郵送（書留郵便に限る）又は、託送（書留郵便と同等のものとする。）によるものとする（以下、同じ。）。

ⓖ　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ⓗ　本業務に設計共同体として資料を提出した場合、その構成員は、単体として資料を提出することはできない。

⑵　設計共同体　上記⑴ⓐから⒣まで（ただし、上記⑴ⓕについては設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者より構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年４月21日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

３　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　配置予定の技術者の資格

⑵　配置予定の技術者の経験及び能力　同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、表彰の実績

４　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　配置予定の技術者の資格

⑵　配置予定の技術者の経験及び能力　同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、表彰の実績、ＣＰＤ

⑶　業務実施方針及び手法　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案

⑷　ＷＬＢ（ワーク・ライフ・バランス）関連認定制度

５　手続等

⑴　担当部局　〒540―8586 大阪市中央区大手前３－１―41大手前合同庁舎　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課契約第一係　ＴＥＬ06―6942―1141

Mail　kkr-keiyaku-keiyakukakari2@gxb.mlit.go.jp